

一般社団法人 投資信託協会
会 長 松下 浩一 殿

(商 号) 日立投資顧問株式会社
(代表者) 取締役社長 柿沼 敬二

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本の額 (2024年2月13日現在)

- ① 資本金
1億円
- ② 発行可能株式総数
24,000株
- ③ 発行済株式総数
6,000株
- ④ 最近5年間における資本金の増減
ありません。

(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

取締役は、5名以内とします。

取締役の任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了し、他の取締役在任中新たに就任した取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間とします。

代表取締役は、取締役会の決議をもって定めます。また、取締役会の決議をもって取締役社長1名を定めます。

② 投資運用の意思決定機構

当ファンドの運用指図は、当ファンドの運用の基本方針に基づき、委託者が行います。

当社の運用方針策定のための最高意思決定機関は運用委員会であり、チーフ・インベストメント・オフィサー（以下「CIO」といいます。）を議長とし、取締役社長、各グループ長、コンプライアンスオフィサーおよびリスク管理オフィサー等を構成メンバーとして、原則として月1回開催します。運用委員会においては、政治、経済、金融情勢等の投資環境及び市場分析を行い、全社的運用方針など運用等に関する基本的な重要事項を協議、策定し、併せて個別ファンドの運用についての具体的諸方策を協議し、決定します。

運用グループにおいては、個別ファンド等の運用に直接的に関連する諸情報の分析、検討を行うため、ファンドマネージャー会議を原則週1回開催します。

ファンドマネージャーは、当ファンドの運用の基本方針、運用委員会およびファンドマネージャー会議の方針に基づき、ファンド毎に運用計画を立案し、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

運用状況の評価のため、リスク管理オフィサーを議長とし、取締役社長、コンプライアンスオフィサー、CIOおよび各グループ長等を構成メンバーとし、運用評価委員会を原則として月1回開催します。運用評価委員会では、当ファンドの運用成績、資産配分、リスクおよびポートフォリオの内容など運用状況についての分析、評価および検討を行います。

2. 事業の内容及び営業の概況

委託者は、株式会社日立製作所により1999年8月5日に設立された会社です。

委託者は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める投資運用業および投資助言・代理業を営んでいます。

2023年12月末日現在、委託者が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、18本であり、その純資産総額の合計は816,566百万円です。（なお、親投資信託16本は、ファンド数及び純資産総額の合計からは除いております。）

基本的性格	募集形態	ファンド数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	公募	7	209,089
	私募	11	607,477
合計		18	816,566

3. 委託会社等の経理状況

- (1) 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、「財務諸表等規則」及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第38条および第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

- (2) 財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- (3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第23期 (2022年3月31日現在)	第24期 (2023年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,029	998
未収委託者報酬	305,266	297,681
未収運用受託報酬	40	40
関係会社預け金	※2 1,410,735	※2 1,552,333
前払費用	32,649	34,850
その他	257	715
流動資産合計	1,749,979	1,886,620
固定資産		
有形固定資産		
建物	—	※1 29,516
工具器具備品	—	※1 2,207
有形固定資産合計	—	31,724
無形固定資産		
ソフトウェア	570	394
無形固定資産合計	570	394
投資その他の資産		
敷金	16,545	—
繰延税金資産	52,415	61,919
投資その他の資産合計	68,960	61,919
固定資産合計	69,530	94,038
資産合計	1,819,509	1,980,658

(単位：千円)

	第23期 (2022年3月31日現在)		第24期 (2023年3月31日現在)	
負債の部				
流動負債				
未払金	※2※4	62,192	※2※4	66,693
未払費用	※2	424,210	※2	453,526
未払法人税等	※3	2,518	※3	27,030
預り金		4,464		4,763
賞与引当金		28,857		29,132
流動負債合計		522,244		581,145
固定負債				
退職給付引当金		124,570		131,929
資産除去債務		—		15,439
固定負債合計		124,570		147,368
負債合計		646,814		728,514
純資産の部				
株主資本				
資本金		100,000		100,000
資本剰余金				
その他資本剰余金		200,000		200,000
利益剰余金				
利益準備金		75,000		75,000
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		797,695		877,144
利益剰余金合計		872,695		952,144
株主資本合計		1,172,695		1,252,144
純資産合計		1,172,695		1,252,144
負債純資産合計		1,819,509		1,980,658

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,064,526	1,222,061
運用受託報酬	445,247	434,930
営業収益計	1,509,773	1,656,991
営業費用		
支払手数料	717,337	808,196
委託計算費	52,644	68,497
調査費	245,818	263,958
営業雑経費		
通信費	2,034	1,808
印刷費	2,194	2,239
諸会費	3,409	3,536
営業雑経費計	7,639	7,585
営業費用計	1,023,440	1,148,237
一般管理費		
給料		
役員報酬	20,300	20,080
給料・手当	218,081	214,839
賞与	2,575	1,945
給料計	240,957	236,865
交際費	275	864
旅費交通費	57	177
租税公課	71	139
不動産賃借料	34,278	44,286
賞与引当金繰入額	57,714	58,264
退職給付費用	7,306	7,359
その他の人件費	41,745	41,816
その他の不動産関係費	11,531	5,232
減価償却費	175	2,301
諸雑費	7,103	8,462
一般管理費計	※1 401,216	※1 405,770
営業利益	85,116	102,983
営業外収益		
受取利息	835	772
為替差益	6	—
その他	44	297
営業外収益計	※1 886	※1 1,069
営業外費用		
為替差損	—	325
営業外費用合計	—	325
経常利益	86,002	103,727
特別利益		
移転補償金	—	※3 13,281
特別損失		
事務過誤損失補填	3,272	—
税引前当期純利益	82,730	117,008
法人税等	※2 26,176	※2 47,063
法人税等調整額	1,581	△9,503
法人税等合計	27,757	37,560
当期純利益	54,972	79,448

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	200,000	200,000	75,000	742,722	817,722	1,117,722	1,117,722
当期変動額								
当期純利益					54,972	54,972	54,972	54,972
当期変動額合計	—	—	—	—	54,972	54,972	54,972	54,972
当期末残高	100,000	200,000	200,000	75,000	797,695	872,695	1,172,695	1,172,695

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	200,000	200,000	75,000	797,695	872,695	1,172,695	1,172,695
当期変動額								
当期純利益					79,448	79,448	79,448	79,448
当期変動額合計	—	—	—	—	79,448	79,448	79,448	79,448
当期末残高	100,000	200,000	200,000	75,000	877,144	952,144	1,252,144	1,252,144

重要な会計方針

<p>1. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 建物 15年、8年 工具器具備品 15年、10年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用ソフトウェア 5年</p>
<p>2. 引当金の計上基準</p>	<p>(1)賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。</p>
<p>3. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 投資助言業務収益 投資助言業務は、投資顧問（助言）契約に基づき、有価証券の価値等または金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し、顧客のために助言を行う業務です。当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間を通して収益として認識しております。</p> <p>(2) 投資一任業務収益 投資一任業務は、投資一任契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて顧客の財産を投資運用する業務です。当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、運用期間にわたり収益を認識しております。</p> <p>(3) 投信委託者報酬 投信委託者報酬は、投資信託の運営・管理を行い、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識されます。当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、運用期間にわたり収益を認識しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第23期 (2022年3月31日現在)	第24期 (2023年3月31日現在)
—	※1. 有形固定資産に係る減価償却累計額は、次のとおりであります。 建物 1,911千円 工具器具備品 214千円 減価償却累計額 2,125千円
※2. 関係会社に対する資産及び負債 関係会社預け金 1,410,735千円 未払金 19,965千円 未払費用 3,094千円	※2. 関係会社に対する資産及び負債 関係会社預け金 1,552,333千円 未払金 14,945千円
※3. 未払法人税等の内訳 未払住民税 810千円 未払事業税 801千円 未払事業所税 907千円	※3. 未払法人税等の内訳 未払法人税 16,563千円 未払事業税 7,531千円 未払住民税 1,985千円 未払事業所税 950千円
※4. 消費税等の取扱い 未払消費税は、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。	※4. 消費税等の取扱い 同左

(損益計算書関係)

第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
※1. 関係会社との取引高 一般管理費 13,950千円 営業外収益 835千円	※1. 関係会社との取引高 一般管理費 63,785千円 営業外収益 772千円 特別利益 13,281千円
※2. 法人税等には、住民税及び事業税を含んでおります。	※2. 同左
	※3. 移転補償金 特別利益は、当社における本社事務所移転に伴う補償金であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
1. 発行済株式に関する事項 (1) 株式の種類 普通株式 (2) 当事業年度期首株式数 6,000株 (3) 当事業年度増加株式数 — (4) 当事業年度減少株式数 — (5) 当事業年度末株式数 6,000株 2. 自己株式に関する事項 — 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 — 4. 配当に関する事項 (1) 当事業年度中に行った剰余金の配当 — (2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当 —	1. 発行済株式に関する事項 (1) 株式の種類 普通株式 (2) 当事業年度期首株式数 6,000株 (3) 当事業年度増加株式数 — (4) 当事業年度減少株式数 — (5) 当事業年度末株式数 6,000株 2. 自己株式に関する事項 — 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 — 4. 配当に関する事項 (1) 当事業年度中に行った剰余金の配当 — (2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当 —

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
1年内	1,425千円	—千円
1年超	—千円	—千円
合計	1,425千円	—千円

(金融商品関係)

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を行っており、当社の資金運用については、銀行預金及び親会社である株式会社日立製作所への預け金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、ほとんどが企業年金の顧客であり、顧客との新規契約には社内審査を行っておりリスクは僅少です。

リスク管理規程に基づき諸リスクの管理運営を行っております。

また、資金管理にあたっては、投資信託財産に属する金銭を信託銀行で管理することで、投資信託委託会社としての金銭等との混同を来たさないようにしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、関係会社預け金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を行っており、当社の資金運用については、銀行預金及び親会社である株式会社日立製作所への預け金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、ほとんどが企業年金の顧客であり、顧客との新規契約には社内審査を行っておりリスクは僅少です。

リスク管理規程に基づき諸リスクの管理運営を行っております。

また、資金管理にあたっては、投資信託財産に属する金銭を信託銀行で管理することで、投資信託委託会社としての金銭等との混同を来たさないようにしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、関係会社預け金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引関係)

第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 退職一時金制度については設立時に設定しております。 退職給付債務および退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p>
<p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 124,570千円 (退職給付引当金)</p> <p>(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 退職給付債務の期首残高 117,263 千円 退職給付費用 7,306 退職給付の支払額 — 退職給付債務の期末残高 124,570</p> <p>(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 非積立型制度の退職給付債務 124,570 千円 貸借対照表に計上された 負債と資産の純額 124,570 退職給付引当金 124,570 貸借対照表に計上された 負債と資産の純額 124,570</p> <p>(3) 退職給付費用 退職給付費用 7,306 千円</p>	<p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 131,929千円 (退職給付引当金)</p> <p>(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 退職給付債務の期首残高 124,570 千円 退職給付費用 7,359 退職給付の支払額 — 退職給付債務の期末残高 131,929</p> <p>(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 非積立型制度の退職給付債務 131,929 千円 貸借対照表に計上された 負債と資産の純額 131,929 退職給付引当金 131,929 貸借対照表に計上された 負債と資産の純額 131,929</p> <p>(3) 退職給付費用 退職給付費用 7,359 千円</p>

(税効果会計関係)

第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)																																																		
<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">11,658 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">43,088</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">3,258</td> </tr> <tr> <td>未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">2,502</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">313</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">277</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">61,099</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△8,684</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">評価性引当額小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△8,684</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">52,415</td> </tr> </table>	賞与引当金	11,658 千円	退職給付引当金	43,088	減価償却費	3,258	未払社会保険料	2,502	未払事業税	313	その他	277	繰延税金資産小計	61,099	税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—	将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8,684	評価性引当額小計	△8,684	繰延税金資産合計	52,415	<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">11,255 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">45,634</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">5,340</td> </tr> <tr> <td>未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">1,768</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">2,605</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">417</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">67,020</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△1,750</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">評価性引当額小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△1,750</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">65,269</td> </tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">資産除去債務に対応する除去費用</td> <td style="text-align: right;">3,350</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,350</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">61,919</td> </tr> </table>	賞与引当金	11,255 千円	退職給付引当金	45,634	資産除去債務	5,340	未払社会保険料	1,768	未払事業税	2,605	その他	417	繰延税金資産小計	67,020	税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金	—	将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,750	評価性引当額小計	△1,750	繰延税金資産合計	65,269	資産除去債務に対応する除去費用	3,350	繰延税金負債合計	3,350	繰延税金資産合計	61,919
賞与引当金	11,658 千円																																																		
退職給付引当金	43,088																																																		
減価償却費	3,258																																																		
未払社会保険料	2,502																																																		
未払事業税	313																																																		
その他	277																																																		
繰延税金資産小計	61,099																																																		
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—																																																		
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8,684																																																		
評価性引当額小計	△8,684																																																		
繰延税金資産合計	52,415																																																		
賞与引当金	11,255 千円																																																		
退職給付引当金	45,634																																																		
資産除去債務	5,340																																																		
未払社会保険料	1,768																																																		
未払事業税	2,605																																																		
その他	417																																																		
繰延税金資産小計	67,020																																																		
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金	—																																																		
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,750																																																		
評価性引当額小計	△1,750																																																		
繰延税金資産合計	65,269																																																		
資産除去債務に対応する除去費用	3,350																																																		
繰延税金負債合計	3,350																																																		
繰延税金資産合計	61,919																																																		
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異要因</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: center;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">34.6</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">2.6</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">△3.6</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">33.6</td> </tr> </table>		(%)	法定実効税率	34.6	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	2.6	その他	△3.6	税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.6	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異要因</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: center;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">34.6</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">2.0</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">△4.5</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">32.1</td> </tr> </table>		(%)	法定実効税率	34.6	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0	その他	△4.5	税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.1																										
	(%)																																																		
法定実効税率	34.6																																																		
(調整)																																																			
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.6																																																		
その他	△3.6																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.6																																																		
	(%)																																																		
法定実効税率	34.6																																																		
(調整)																																																			
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0																																																		
その他	△4.5																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.1																																																		
	<p>3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理</p> <p>当社は、当事業年度よりグループ通算制度を適用しております。また「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。</p>																																																		

(ストックオプション等関係)

第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(持分法損益等関係)

第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(資産除去債務関係)

第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)																				
<p>1. 当該資産除去債務の概要</p> <p>当社本店は建物管理者との不動産賃貸借契約に基づき、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を認識しております。</p> <p>また、当会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。</p>	<p>1. 当該資産除去債務の概要</p> <p>当社本店は建物管理者との不動産賃貸借契約に基づき、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を認識しております。</p> <p>なお、従来は、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用していましたが、本店移転に伴い敷金が発生していないため、資産除去債務を負債計上し、これに対応する除去費用を資産計上しています。</p>																				
<p>2. 当該資産除去債務の金額算定方法</p> <p>資産除去債務の金額は過去の本店移転の実績を鑑み、使用見込期間は 30 年と見積もって計算していましたが、2022 年 5 月本店移転予定に伴い、当事業年度に原状回復に係る債務の見積もり変更を行いました。また、敷金について償却に係る合理的な期間の短縮を行っており、これにより、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引き前当期純利益はそれぞれ 5,967 千円減少しております。</p>	<p>2. 当該資産除去債務の金額算定方法</p> <p>資産除去債務の金額の算定方法</p> <p>資産除去債務の金額は不動産賃貸借業者からの原状回復見積りを鑑み、使用見込期間を15年と見積もって計算しております。</p>																				
<p>3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">3,083 千円</td> </tr> <tr> <td>建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額</td> <td style="text-align: right;">一 千円</td> </tr> <tr> <td>当年度の負担に属する償却額</td> <td style="text-align: right;">6,337 千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td style="text-align: right;">9,420 千円</td> </tr> </table>	期首残高	3,083 千円	建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	一 千円	当年度の負担に属する償却額	6,337 千円	期末残高	9,420 千円	<p>3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">9,420 千円</td> </tr> <tr> <td>当会計期間の負担に属する 償却額</td> <td style="text-align: right;">1,989 千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">84 千円</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務の履行による 減少額</td> <td style="text-align: right;">△11,410 千円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産の取得に伴う 増加額</td> <td style="text-align: right;">15,354 千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td style="text-align: right;">15,439 千円</td> </tr> </table>	期首残高	9,420 千円	当会計期間の負担に属する 償却額	1,989 千円	時の経過による調整額	84 千円	資産除去債務の履行による 減少額	△11,410 千円	有形固定資産の取得に伴う 増加額	15,354 千円	期末残高	15,439 千円
期首残高	3,083 千円																				
建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	一 千円																				
当年度の負担に属する償却額	6,337 千円																				
期末残高	9,420 千円																				
期首残高	9,420 千円																				
当会計期間の負担に属する 償却額	1,989 千円																				
時の経過による調整額	84 千円																				
資産除去債務の履行による 減少額	△11,410 千円																				
有形固定資産の取得に伴う 増加額	15,354 千円																				
期末残高	15,439 千円																				

(収益認識に関する注記)

第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 当事業年度の収益の構成は次の通りです。	1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 当事業年度の収益の構成は次の通りです。
セグメント	セグメント
投資運用業	投資運用業
主要な財又はサービスのライン	主要な財又はサービスのライン
投資助言業務収益	投資助言業務収益
100,000千円	100,000千円
投資一任業務収益	投資一任業務収益
345,247千円	334,930千円
投信委託者報酬	投信委託者報酬
1,064,526千円	1,222,061千円
合計	合計
1,509,773千円	1,656,991千円
収益認識の時期	収益認識の時期
一時点で移転される財	一時点で移転される財
—	—
一定の期間にわたり移転 されるサービス	一定の期間にわたり移転 されるサービス
1,509,773千円	1,656,991千円
合計	合計
1,509,773千円	1,656,991千円
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報	2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
(1) 投資助言業務収益	(1) 投資助言業務収益
投資助言業務は、投資顧問（助言）契約に基づき、有価証券の価値等または金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し、顧客のために助言を行う業務です。履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が助言業務を行うことにより便益を享受することができ、助言業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。投資助言業務に関する取引の対価は、1年間の契約に基づき、四半期ごとに概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。	投資助言業務は、投資顧問（助言）契約に基づき、有価証券の価値等または金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し、顧客のために助言を行う業務です。履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が助言業務を行うことにより便益を享受することができ、助言業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。投資助言業務に関する取引の対価は、1年間の契約に基づき、四半期ごとに概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。

(2) 投資一任業務収益

投資一任業務は、投資一任契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて顧客の財産を投資運用する業務です。

日立企業年金基金との契約においては報酬額が投資一任契約に基づき日々の信託財産の残高に対する一定割合として計算される一方で、年間報酬額上限が定められております。

履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が投資一任業務を行うことにより便益を享受することができ、投資運用業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。

投資一任業務に関する取引の対価は、1年間の運用期間満了後、概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。

(3) 投信委託者報酬

投信委託者報酬は、投資信託の運営・管理を行う業務です。

履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が投信委託業務を行うことにより便益を享受することができ、投信委託業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。

投信委託業務に関する取引の対価は、6か月の運用期間満了後、概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 投資一任業務収益

投資一任業務は、投資一任契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて顧客の財産を投資運用する業務です。

日立企業年金基金との契約においては報酬額が投資一任契約に基づき日々の信託財産の残高に対する一定割合として計算される一方で、年間報酬額上限が定められております。

履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が投資一任業務を行うことにより便益を享受することができ、投資運用業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。

投資一任業務に関する取引の対価は、1年間の運用期間満了後、概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。

(3) 投信委託者報酬

投信委託者報酬は、投資信託の運営・管理を行う業務です。

履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が投信委託業務を行うことにより便益を享受することができ、投信委託業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。

投信委託業務に関する取引の対価は、6か月の運用期間満了後、概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称または氏名	売上高 (千円)
日立企業年金基金	300,000
日立国内株式特化型ファンド (大口) (注)	233,589
日立国内株式厳選投資ファンド (大口) (注)	223,337

(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90% を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称または氏名	売上高 (千円)
日立企業年金基金	300,000
日立国内株式特化型ファンド (大口) (注)	251,630
日立国内株式厳選投資ファンド (大口) (注)	248,048

(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

(関連当事者情報)

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員を受入等	事業上の関係				
親会社	(株)日立製作所	東京都千代田区	461,731百万円	電機機器製造業	100.0%	兼任3名	営業上の取引、資金の預け入れ等	連結納税の未払金の支払い	23,533	未払金	18,829
								預け金の利息	835	未収入金	—
								親会社に対する預け金の増加	1,571,813	関係会社預け金	1,410,735
								親会社に対する預け金の減少	1,557,408		

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。
 2. 取引条件および取引条件の決定方法等
 関係会社預け金の金利：市場金利に基づいて決定しております。
 3. 役員の兼任3名は当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役1名です。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社日立製作所 (東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員を受入等	事業上の関係				
親会社	(株)日立製作所	東京都千代田区	462,817百万円	電機機器製造業	100.0%	兼任3名	営業上の取引、資金の預け入れ、事務所賃借契約等	グループ通算制度の未払金	12,861	未払金	12,861
								預け金の利息	772	未収入金	—
								貸借料等の支払い	32,860		
								親会社に対する預け金の増加	1,853,884	関係会社預け金	1,552,333
								親会社に対する預け金の減少	1,712,286		
移転補償金の受取り	13,281										

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。
 2. 取引条件および取引条件の決定方法等
 関係会社預け金の金利：市場金利に基づいて決定しております。
 貸借料の支払：近隣の取引実勢に基づいて、交渉の上決定しております。
 移転補償金：移転前の事務所の原状回復費用の一般的な取引条件に基づいた実際発生額を元に決定しております。
 3. 役員の兼任3名は当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役1名です。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社日立製作所 (東証プライム市場、名証プレミア市場に上場)

(1株当たり情報)

第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額 195,449円27銭 1株当たり当期純利益 9,162円16銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 208,690円72銭 1株当たり当期純利益 13,241円45銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 54,972千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項なし 普通株式に係る当期純利益 54,972千円 普通株式の期中平均株式数 6,000株	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 79,448千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項なし 普通株式に係る当期純利益 79,448千円 普通株式の期中平均株式数 6,000株

(重要な後発事象)

第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第24期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
該当事項はありません。	同左

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間
(2023年9月30日現在)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		649
未収委託者報酬		316,581
未収運用受託報酬		111,427
関係会社預け金		1,445,405
前払費用		25,728
その他		2,468
流動資産合計		<u>1,902,261</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	28,459
工具器具備品	※1	2,090
有形固定資産合計		<u>30,550</u>
無形固定資産		
ソフトウェア		307
無形固定資産合計		<u>307</u>
投資その他の資産		
繰延税金資産		61,919
投資その他の資産合計		<u>61,919</u>
固定資産合計		<u>92,776</u>
資産合計		<u>1,995,038</u>

(単位：千円)

当中間会計期間
(2023年9月30日現在)

負債の部		
流動負債		
未払金	※2	36,673
未払費用		492,528
未払法人税等		16,199
預り金		4,609
賞与引当金		32,689
流動負債合計		<u>582,699</u>
固定負債		
退職給付引当金		121,575
資産除去債務		15,485
固定負債合計		<u>137,060</u>
負債合計		<u>719,760</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金		100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金		200,000
利益剰余金		
利益準備金		75,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		900,277
利益剰余金合計		<u>975,277</u>
株主資本合計		<u>1,275,277</u>
純資産合計		<u>1,275,277</u>
負債純資産合計		<u>1,995,038</u>

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		617,194
運用受託報酬		198,839
営業収益計		816,034
営業費用		
支払手数料		408,983
委託計算費		35,203
調査費		124,913
営業雑経費		
通信費		1,239
印刷費		1,120
諸会費		2,476
営業雑経費計		4,835
営業費用計		573,936
一般管理費		
給料		
役員報酬		10,910
給料・手当		80,695
賞与		1,006
給料計		92,612
交際費		408
旅費交通費		43
租税公課		326
不動産賃借料		17,923
賞与引当金繰入額		32,689
退職給付費用		3,537
業務委託費		30,783
その他の人件費		18,829
その他の不動産関係費		557
減価償却費	※1	1,261
諸雑費		3,817
一般管理費計		202,790
営業利益		39,307
営業外収益		
受取利息		64
その他		32
営業外収益計		96
営業外費用		
為替差損		13
その他		57
営業外費用計		71
経常利益		39,332
税引前中間純利益		39,332
法人税等	※2	16,199
中間純利益		23,133

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当 期 首 残 高	100,000	200,000	200,000	75,000	877,144	952,144	1,252,144	1,252,144
当 中 間 期 変 動 額								
中 間 純 利 益					23,133	23,133	23,133	23,133
当中間期変動額合計	—	—	—	—	23,133	23,133	23,133	23,133
当 中 間 期 末 残 高	100,000	200,000	200,000	75,000	900,277	975,277	1,275,277	1,275,277

重要な会計方針

<p>1. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 建物 15年、8年 工具器具備品 15年、10年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用ソフトウェア 5年</p>
<p>2. 引当金の計上基準</p>	<p>(1)賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込み額のうち、当中間会計期間末に発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p>
<p>3. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>(1)投資助言業務収益 投資助言業務は、投資顧問（助言）契約に基づき、有価証券の価値等または金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し、顧客のために助言を行う業務です。当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間を通して収益として認識しております。</p> <p>(2)投資一任業務収益 投資一任業務は、投資一任契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて顧客の財産を投資運用する業務です。当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、運用期間にわたり収益を認識しております。</p> <p>(3)投信委託者報酬 投信委託者報酬は、投資信託の運営・管理を行い、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識されます。当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、運用期間にわたり収益を認識しております。</p>

(表示方法の変更)

(中間損益計算書)

前中間会計期間において、「諸雑費」に含めていた「業務委託費」は、重要性が増したため、当中間会計年度より独立掲記することとしております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)
※1 有形固定資産に係る減価償却累計額は、次のとおりであります。 有形固定資産 建物 1,057 千円 工具器具備品 116 千円 減価償却累計額 1,174 千円
※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)
※1 減価償却実施額は、次のとおりであります。 有形固定資産 1,174 千円 無形固定資産 87 千円
※2 税効果会計の適用に当たり「簡便法」を採用しておりますので、法人税等調整額を含めた金額で、一括掲記しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)										
1. 発行済株式に関する事項										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">株式の種類</th> <th style="text-align: center;">当事業年度期首 株式数</th> <th style="text-align: center;">増加</th> <th style="text-align: center;">減少</th> <th style="text-align: center;">当中間会計期間末 株式数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">普通株式</td> <td style="text-align: center;">6,000 株</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">6,000 株</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業年度期首 株式数	増加	減少	当中間会計期間末 株式数	普通株式	6,000 株	—	—	6,000 株
株式の種類	当事業年度期首 株式数	増加	減少	当中間会計期間末 株式数						
普通株式	6,000 株	—	—	6,000 株						
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。										
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。										
4. 配当に関する事項 該当事項はありません。										

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)
該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を行っており、当社の資金運用については、銀行預金及び親会社である株式会社日立製作所への預け金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、ほとんどが企業年金の顧客であり、顧客との新規契約には社内審査を行っておりリスクは僅少です。

リスク管理規程に基づき諸リスクの管理運営を行っております。

また、資金管理にあたっては、投資信託財産に属する金銭を信託銀行で管理することで、投資信託委託会社としての金銭等との混同を来たさないようにしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、関係会社預け金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)
該当事項はありません。

(持分法損益等関係)

当中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)	
1. 当該資産除去債務の概要 当社本店は建物管理者との不動産賃貸借契約に基づき、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を認識しております。	
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 資産除去債務の金額は不動産賃貸借業者からの原状回復見積を鑑み、使用見込期間を 15 年と見積もって計算しております。	
3. 当中間会計期間中における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	15,439 千円
時の経過による調整額	46 千円
当中間会計期間末残高	15,485 千円

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

当中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	
セグメント	投資運用業
主要な財又はサービスのライン	
投資助言業務収益	50,000 千円
投資一任業務収益	148,840 千円
投信委託者報酬	617,194 千円
合計	816,034 千円
収益認識の時期	
一時点で移転される財	-
一定の期間にわたり移転されるサービス	816,034 千円
合計	816,034 千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 投資助言業務収益

投資助言業務は、投資顧問（助言）契約に基づき、有価証券の価値等または金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し、顧客のために助言を行う業務です。

履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が助言業務を行うことにより便益を享受することができ、助言業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。

投資助言業務に関する取引の対価は、1年間の契約に基づき、四半期ごとに概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。

(2) 投資一任業務収益

投資一任業務は、投資一任契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて顧客の財産を投資運用する業務です。

日立企業年金基金との契約においては報酬額が投資一任契約に基づき日々の信託財産の残高に対する一定割合として計算される一方で、年間報酬額上限が定められていることから、当中間期末においては変動対価が含まれております。変動対価は、市場の状況や過去の実績をもとに年間報酬額を見積り、上限に達すると見込まれる場合には、取引価格を期間按分することにより算定しております。

履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が投資一任業務を行うことにより便益を享受することができ、投資運用業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。

投資一任業務に関する取引の対価は、1年間の運用期間満了後、概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。

(3) 投信委託者報酬

投信委託者報酬は、投資信託の運営・管理を行う業務です。

履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が投信委託業務を行うことにより便益を享受することができ、投信委託業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。

投信委託業務に関する取引の対価は、6か月の運用期間満了後、概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	売上高
日立企業年金基金	150,000
日立国内株式特化型ファンド（大口）（注）	135,143
日立国内株式厳選投資ファンド（大口）（注）	131,596
日立国内債券特化型ファンド（大口）（注）	104,806

（注）当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)	
1 株当たり純資産額	212,546.25 円
1 株当たり中間純利益	3,855.52 円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	
1 株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	23,133千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	－千円
普通株式に係る中間純利益	23,133千円
普通株式の期中平均株式数	6,000株

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)	
該当事項はありません。	

公開日 2024年2月16日
作成基準日 2023年11月28日

本店所在地 東京都台東区東上野二丁目16番1号
お問い合わせ先 企画総務グループ

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

日立投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大関 康広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日立投資顧問株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日立投資顧問株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月28日

日立投資顧問株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 清野 竜
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日立投資顧問株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日立投資顧問株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。